

黒部市 発表
令和5年8月29日（火）

報道関係者 各位

【照会先】

①②⑥黒部市総務課

電話 0765（54）2112

③黒部市民病院総務課

電話 0765（54）2211

④⑤こども支援課

電話 0765（54）2577

⑦生涯学習文化課

電話 0765（54）2764

条例関係（9月定例会 提出案件）

以下のとおり、条例の制定等について9月定例会に議案として提出します。

【①黒部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について】**1 目的**

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年5月29日法律第48号。）に基づき、公務に有用な専門的知識経験等を有する者を任期を定めて採用し、給与を支給することができるよう任期付職員の採用等に関する条例を制定するもの。

2 内容

(1) 任期付職員の採用に関する規定の整備（第2条～第4条）

ア 専門的な知識による採用

イ 業務量との関連による採用

ウ 短時間勤務による採用

(2) 給与に関する特例に関する規定の整備（第7条・第8条）

給与については、一般職職員に準じる。ただし、専門的な知識により採用された職員の給与については、別の給料表を条例で定める。

3 施行期日

公布の日

【②黒部市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について】**1 目的**

市が管理する団体会計に係る職員の私的流用及び不適切な事務処理事案が発生したことを受け、行政運営において指揮監督を掌る者としての市長及び副市長の責任を明確にするもの。

2 内容

市長及び副市長の給料月額について1か月間減額支給とする。（10月分 減給10分の1）

3 施行期日

令和5年10月1日（同月31日をもって失効）

【③黒部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について】

1 目的

高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護を実践できると認められた認定看護師に関し、現役認定看護師の活動促進と新規の認定看護師資格取得促進により、黒部市民病院において、高度かつ専門的な看護を提供するとともに、認定看護師に対する新たな手当を支給することができるよう、関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

黒部市民病院に勤務する認定看護師で、当該認定看護師業務に従事した職員に対し、勤務1回2,000円（月額上限10,000円）の手当を支給するための規定の整備

3 施行期日

令和5年10月1日

【④黒部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

1 目的

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年3月31日厚生労働省令第48号）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、これに準じ、関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

主務大臣の変更に伴う所要の規定の整備

3 施行日

公布の日

【⑤黒部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

1 目的

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年3月31日内閣府令第33号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、これに準じ、関連する本条例について所要の改正を行うもの。

2 内容

主務大臣の変更に伴う所要の規定の整備

3 施行日

公布の日

【⑥黒部市民会館条例の廃止について】

1 目的

黒部市民会館は、令和5年9月30日をもって閉館し、同年10月6日に開館予定の「くろべ市民交流センター」に機能移転することから、当該施設の設置及び管理運営について規定する本条例を廃止するもの。

2 施行日

令和5年10月1日

【⑦黒部市働く婦人の家条例の廃止について】

1 目的

黒部市働く婦人の家は、令和5年9月30日をもって閉館し、同年10月6日に開館予定の「くろべ市民交流センター」に機能移転することから、当該施設の設置及び管理運営について規定する本条例を廃止するもの。

2 施行日

令和5年10月1日